

## 厚岸町議会 第3回定例会

平成20年9月26日  
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、音喜多議員、2番、堀議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第74号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第76号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第77号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第78号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上7件を一括議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程ていただきました議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。  
議案書の1ページからでございます。  
平成20年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）でございます。  
平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。  
第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。  
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,519万2,000円とする。  
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
次のページをお開き願います。  
第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、記載のとおり歳入では8款11項、歳出では10款20項にわたって、それぞれ3,738万6,000円の補正でございます。  
事項別により説明させていただきます。8ページをお開き願います。  
歳入でございます。  
10款1項1目1節地方特例交付金464万8,000円の増、交付額決定に伴う計上でございます

ます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、2節林業費補助金、美しい森林づくり基盤整備交付金258万7,000円の増、内容につきましては歳出で説明させていただきます。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、臨時地方道整備交付金570万円の増。  
5節住宅費補助金、地域住宅交付金24万9,000円の増。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、真龍小学校改築事業交付金11万6,000円の増。7節防衛施設周辺整備事業補助金720万円の増、内容は歳出で説明させていただきます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、保険基盤安定負担金115万5,000円の増、後期高齢者医療広域連合受託事業収入186万1,000円の減。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金7,000円の減。

2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、障害者自立支援対策推進費補助金465万円の増、歳出でも説明させていただきますが、事業実施が不確定であったことから、当初計上を見送ったところがございます。このたび、事業内容等が整ったことから、当該補助金を計上するものがございます。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金7万7,000円の増。2節農業費交付金1万1,000円の増。

3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金、海区漁業調整委員会委員選挙費委託金165万6,000円の減でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入3万5,000円の減。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入49万6,000円の増。

18款1項寄附金、4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金5万円の増、当該寄附金はふるさと納税で東京都在住の若狭剛様からの寄附金でございます。環境関連の事業等に使用していただきたい旨の寄附者様からの意向により、当該基金に積み立てるものがございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,229万2,000円の増でございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入1,079万6,000円の減、説明欄記載のとおりでございますが、主に後期高齢者医療広域連合186万1,000円の増、釧路産炭地域活性化事業費補助金（小学校）1,310万円の減でございます。真龍小学校起債の増に伴う減でございます。

11ページでございます。

22款1項町債、6目土木債、2節道路橋梁債、床潭末広間道路整備事業債590万円の減、臨時地方道整備交付金の増に伴う起債の減でございます。

8目教育債、2節小学校債1,840万円の増、真龍小学校改築事業に係る国庫負担金の確定及び起債額算定方法の確定変更に伴う増でございます。

10目1節臨時財政対策債1万円の増、発行可能額確定による増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、12ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目議会費76万8,000円の増、委員会道外視察旅費の計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13万8,000円の増、説明欄記載のとおりでございますが、主に庁舎・町民広場、アスベスト測定分析等委託料9万3,000円の増、地域人権啓発活動、手数料25万4,000円の増、障害者（児）ふれあいフェスティバル12万9,000円の減でございます。

ここで若干説明を加えさせていただきますが、アスベストの関係で今後、数カ所出てまいります。その内容につきましては、省略させていただきたいと思っております。

2目簡易郵便局費2万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

10目企画費39万1,000円の増、16ページでございます。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、国際・地域交流39万8,000円の増、姉妹都市・オーストラリア・クラレンス市・ローズベイハイスクール訪問団来庁にかかわる諸経費の計上でございます。

11目財産管理費、財源内訳補正でございます。

12目車両管理費47万5,000円の増、公用車修繕費32台分の増でございます。

2項徴税费、1目賦課納税费263万5,000円の増、平成21年10月から始まる公的年金等からの個人住民税特別徴収に係るデータの授受を行うシステムの導入経費の計上でございます。内容は説明欄記載のとおりでございます。

18ページをお開き願います。

4項選挙費、7目農業委員会委員選挙費23万4,000円の減、説明欄記載のとおり農業委員会委員選挙費執行に伴う計数整理でございます。

8目海区漁業調整委員会委員選挙費165万9,000円の減、海区漁業調整委員会委員選挙が執行されなかったことによる減額でございます。内容は説明欄記載のとおりで、計数整理でございます。

6項1目監査委員費10万6,000円の増でございます。

20ページをお開き願います。

主に監査委員全国研修会出席旅費の計上でございます。

22ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,387万8,000円の減、主に健康保険特別会計繰出金2,397万円の減でございます。

2目心身障害者福祉費1,138万3,000円の増、心身障害者福祉一般、障害者自立支援給付費負担金等返還金621万円の増、これは平成19年度障害者福祉関係各負担金、補助金の確定に伴う返還金でございます。障害者自立支援対策推進517万3,000円の増でございます。事業実施が不確定であったため、当初予算の計上を見送っていたところでございますが、このたび財源、それから事業実施内容の精査等が整ったことから、各事業に係る経費について計上するものでございます。

内訳といたしまして、需用費96万9,000円の増、主に相談支援充実強化事業等実施に係る消耗品26万8,000円、オストメイト対応トイレ改修費に係る修繕料34万7,000円、委託料47万8,000円の増、主に障害者等支援システム修正委託料37万8,000円、備品購入費176万円の増、事務用備品・図書教材・施設用備品購入でございます。負担金補助及び交付金37万5,000円の増、24ページをお開き願います。通所サービス利用促進事業28万3,000

円、オストメイト対応トイレ整備事業9万2,000円、社会福祉協議会への補助でございます。扶助費151万5,000円の増、主にケアホーム重度障害者支援体制強化事業助成105万5,000円でございます。

4目老人福祉費1,274万9,000円の減、老人保健特別会計前年度医療給付費の確定に伴う一般会計繰出金1,274万5,000円の減、介護保険特別会計4,000円の減でございます。

5目後期高齢者医療費177万1,000円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金、主に保険基盤安定繰出金分の増でございます。

26ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費、財源内訳補正でございます。

3目墓地火葬場費9万3,000円の増、斎場、アスベスト測定分析等委託料でございます。

5目病院費561万1,000円の増、防衛施設周辺整備調整交付金による医療機械購入に係る一般財源負担分237万3,000円、医師送迎用車両購入費291万9,000円、寄附金充当による医療機器購入に係る一般財源負担金32万円の合計でございます。

6目乳幼児医療費38万8,000円の減、主に乳幼児医療費電算処理システム修正委託料53万3,000円の減でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費5万円の増、環境保全基金積立金でございます。いわゆるふるさと納税寄附金で、寄附者様から環境関連施設への活用を願いたい旨の意向により、同基金へ積み立てるものでございます。

28ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費46万2,000円の増、1節報酬、9節旅費の増、農業団体選任に伴う農業委員会委員1名増に伴うものでございます。

2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金258万8,000円の増でございます。本年度施行された森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の規定に基づき、新たに創設された美しい森林づくり基盤整備交付金制度に基づき、事業実施主体に対し市町村が交付金を交付する事業でございます。

4目林業施設費8万2,000円の増、水道メーター取りかえ負担金でございます。

3項水産業費、6目水産施設費9万3,000円の増、水産種苗生産センター、アスベスト測定分析等委託料でございます。

30ページをお開き願います。

6款1項商工費、3目食文化振興費42万4,000円の増、主に味覚ターミナル重油地下タンク油面計修繕費及びアスベスト測定分析等委託料9万3,000円でございます。

5目観光施設費16万9,000円の増、説明欄記載のとおり子野日公園トイレ自動ドアほか施設修繕料でございます。

32ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、備品購入費21万3,000円の増、これは草刈り機購入でございます。

2目道路新設改良費7万3,000円の増、説明欄記載のとおり床潭末広間道路整備事業及び太田8番道路整備事業について、事業実施に係る各費目の調整等でございます。

3目除雪対策費2,929万7,000円の増、34ページになります。除雪対策費の内容ですが、今後の降雪期に向けての除排雪に係る必要経費の計上で、内容は説明欄記載のとおりで

ございます。主に除雪委託料2,475万円の増、車借り上げ料385万9,000円の増でございます。

4項都市計画費、3目下水道費、28節繰出金188万円の増、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

6項住宅費、2目住宅管理費84万4,000円の増、説明欄記載のとおりでございますが、主にアスベスト測定分析等委託料55万5,000円でございます。これは6カ所分の内容になってございまして、先ほど来9万3,000円の、この倍数になっているところでございます。町営住宅等維持管理に係る資材購入25万円でございます。

36ページでございます。

8款1項消防費、2目災害対策費15万4,000円の増、災害対策14万9,000円の減で、主に備品購入費16万円の減でございます。災害避難場所太陽電池灯移転事業、移転工事費30万3,000円の計上でございます。移設箇所は、浄福寺前から厚岸中学校前に移設するものでございます。

38ページ、9款教育費、2項小学校費、1目学校運営費150万円の増、小学校運営一般、尾幌小中学校閉校に伴う記念事業実行委員会に対する補助金100万円、上尾幌小中学校閉校に伴う記念事業等実行委員会に対する補助金50万円の補助金補正でございます。なお、補助金につきましては、事業費の2分の1以内、100万円を限度として交付することとしているところでございます。

2目学校管理費795万9,000円の増、学校管理、アスベスト測定分析等委託料9万3,000円、スクールバス整備事業786万6,000円の増、スクールバス太田線の車両更新で防衛施設周辺整備調整交付金充当により、1年前倒しし事業実施するものでございます。

4目学校建設費102万9,000円の増、真龍小学校屋外運動場整備実施設計委託料53万6,000円の減、事業執行減でございます。施設整備工事費156万5,000円の増でございます。いわゆるグラウンド整備とあわせ、ネットフェンス等の整備費増によるものでございます。

5項社会教育費、2目生涯学習推進費、40ページをお開き願います。生涯学習活動、説明欄記載のとおり報償費、役務費の組み替えでございます。

3目公民館運営費32万2,000円の増、公民館管理、修繕料13万7,000円、太田地区公民館講堂天井パネル修繕でございます。それから、アスベスト測定分析等委託料18万5,000円でございます。講堂、和室の2カ所になるところでございます。

5目博物館運営費33万8,000円の増、主に海事記念館、プラネタリウムコンサート実行委員会26万円、太田屯田開拓記念館、修繕料4万3,000円でございます。

6項保健体育費、4目学校給食費542万1,000円の増、主に非常勤職員賃金416万5,000円の増で、嘱託職員2名減による非常勤職員3名補充による増でございます。修繕料36万4,000円、温水ボイラーほか施設設備修理費でございます。役務費11万6,000円、空調機分解調整手数料でございます。施設用備品9万円、移動シンク一式の購入でございます。

44ページでございます。

12款1項1目給与費、説明欄記載のとおり、財源内訳補正でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1 ページへお戻り願います。

地方債の補正でございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更でございます。

学校教育施設等整備事業1,840万円の増、防災対策事業80万円の増、臨時財政対策債1万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

地方債に関する調書補正でございますが、表の下段、合計欄でございます。

平成19年度末現在高117億3,337万2,000円、本年度発行見込額5億5,301万円、平成20年度末現在高見込み額は112億7,160万5,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第73号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第74号の説明に移らせていただきます。

議案第74号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

1 ページでございます。

平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算。

平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,957万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出とも3款3項にわたり、それぞれ17万3,000円の補正でございます。

事項別により説明させていただきます。4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2節過年度分1,532万6,000円の増。

5款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分881万7,000円の増、それぞれ前年度療養給付費の確定に伴うものでございます。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金2,397万円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出でございます。6 ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、説明欄記載のとおり財源内訳補正でございます。

8 ページでございます。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、前期高齢者支援金分12万円の増でございます。

10ページをお開き願います。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費5万3,000円の増、特定健康診査等、役務費、審査支払手数料23万7,000円の増、備品購入費18万4,000円の減、執行減によるものでございます。

以上をもちまして、議案第74号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第75号の説明に移らせていただきます。

議案第75号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算。

平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,805万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入は4款4項、歳出では2款2項にわたり66万3,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、2節過年度分541万5,000円の増、前年度の支払交付金確定に伴うものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分799万4,000円の増、同じく前年度医療給付費国庫負担の確定に伴うものでございます。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、2節過年度分1,000円の減でございます。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金1,274万5,000円の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、財源内訳補正でございます。

8ページでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金66万3,000円の増、精算返還金の増でございます。

以上をもちまして、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第76号の説明に移らせていただきます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,103万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入では1款1項、歳出では1款2項にわたり、それぞれ188万円の補正でございます。

事項別により説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金188万円の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、3目処理場管理費188万円の増、説明欄記載のとおりでございますが、主に修繕料193万2,000円で、終末処理場汚泥脱水機修理の計上でございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、説明欄記載のとおり、事業内予算の組み替え計上でございます。

以上をもちまして、議案第76号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第77号の説明に移らせていただきます。

議案第77号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算でございます。

平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,754万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,545万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出とも2款2項にわたり1,754万円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4,000円の減。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,754万4,000円の増、平成19年度決算による繰越金でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

5款1項1目介護給付費準備基金費1,524万1,000円の増、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

8ページでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金、精算返還金229万9,000円の増、平成19年度介護給付費負担金ほか精算返還金でございます。

以上をもちまして、議案第77号の説明を終わらせていただきます。



続きまして、議案第78号の説明に移らせていただきます。

議案第78号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,645万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では2款3項にわたって、それぞれ188万1,000円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金177万1,000円の増、主に保険基盤安定繰入金分でございます。

5款諸収入、3項3目1節雑入11万円の増、北海道後期高齢者医療広域連合特別対策広報事業交付金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、旅費14万円の増、札幌市におきまして開催される後期高齢者医療制度市町村連絡会議に出席旅費の不足に伴う増額でございます。

2項1目徴収費、課税収納、後期高齢者医療保険料普通徴収に係る費用の計上で20万円の増でございます。

8ページでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金154万1,000円の増、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金、保険料軽減分に係る納付金でございます。

以上をもちまして、議案第73号から議案第78号の説明を終わらせていただきます。

まことに早口、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） ただいま上程いただきました議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1ページごらん願います。

第1条、平成20年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。主な建設改良事業であります。医療機械整備事業として4,581万3,000円と車両購入事業として291万9,000円の増額であります。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、5ページ、補正予算説明書にて説明を申し上げます。5ページをお開き願います。

収益的支出であります。補正額がなく、議決案件ではございませんが、目組み替え事項であります。

1款病院事業費用、1項医業費用、2目材料費では616万7,000円を減額し、3目経費82万8,000円の増で、内容についてはラベルプリンタ、テレビ、冷凍冷蔵庫等の更新に伴う購入。

5目資産減耗費533万9,000円の増で、資本的支出建設改良費で購入する全身用エックス線CT装置の更新に伴います廃棄償却経費の増額であります。

次に、資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、1項補助金4,863万2,000円の増、これは1目他会計補助金561万2,000円の増、2目国庫補助金4,302万円の増で、特定防衛施設周辺整備補助金の増額であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費では4,873万2,000円の増で、主に全身用エックス線CT装置と車両購入の更新に伴う増額であります。

以上で資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

1ページにお戻り願います。

なお、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額15万円は、前年度いただきました繰越寄附金5万円と今年度いただいております寄附金10万円で補てんするものであります。

2ページをお開きください。

第4条でございます。他会計からの補助金であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

第5条、重要な資産の取得及び処分であります。種類は機械備品、名称は全身用エックス線CT装置、数量は一式でありまして、更新のために取得し、処分をする内容でございます。

3ページは補正予算実施計画、4ページは補正資金計画、6ページ、7ページは平成20年度予定貸借対照表でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 本7件の審査方法についてお諮りいたします。

本7件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本7件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時39分休憩

午後2時59分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第2、議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第74号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第76号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第77号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第78号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上7件を再び一括議題といたします。

本7件の審査については、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

13番、室崎委員長。

- 室崎委員長 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算ほか6件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。  
委員長の報告は原案可決であります。  
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（南谷議員） 日程第3、意見書案第11号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める要望意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）
- 議長（南谷議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。  
14番、竹田議員。

- 竹田議員 太陽光のさらなる普及促進を求める要望意見書を提出しました。理由については、ただいま事務局が読まれたとおりであります。強いていうならば、我が国がこれからCO<sub>2</sub>の削減やNO<sub>x</sub>という窒素酸化物などの削減を図るといったときには、必ずしも森林をふやすということだけのみならず、こういった施策を考えていかねばならない。

国のあり方として、今大事なことは、早急に新たなCO<sub>2</sub>削減をするための取り組みが必要であるというふうに思われます。平成14年には、1キロワット当たり10万円の補助がありました。平成17年に1キロワット2万円の補助に下がり、18年度からは補助がなくなりという現状にあります。

国として、CO<sub>2</sub>削減の努力をするということは当たり前ではありますが、一般家庭においての高額な支出の太陽光を取りつけるということに関して、国の補助がなければ普及がなされないわけです。そのためにも、太陽光や、また風力や、そして地熱発電などの新エネルギーをもってCO<sub>2</sub>の削減を図らねばならない、その一環として太陽光発電の普及促進を求める意見要望書を出させていただきました。

議員各位のご理解、ご賛同されますようよろしくお願い申し上げます。  
以上です。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。  
10番、谷口議員。

●谷口議員 私、この要望意見書に賛成をする立場なんですが、ただ一、二点質問をしたいというふうに思います。

要望事項の3番目、「国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入ならびにそのための制度整備」というふうに出ているんですが、そのための制度整備というのはどういうことを言っているのか、ちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 私の知るところによるというか、勉強している中の範囲でお答えさせていただきます。

制度の整備というのは、1つに予算づけ、それからもう一つには太陽光発電のシステム等に関する制限というふうに理解をしている、ほかの深い意味についてはちょっと理解しておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今言った1番目については、1項目でも言っているのではないのかなと、こういうふうに私自身思うんですけども、太陽光発電の普及が進まない原因の1つには、補助制度が今提案者もおっしゃってございましたけれども、打ち切られてしまっているということもありますけれども、それとともに余剰電力の買い取りの問題があると思うんですよ。これが1つには、きちんとした制度として確立していないというのが大きな問題ではないのかなというふうに思うんですよ。

ですから、私はそういうことからすると、今回の3番目の項目に電力の固定価格での買い取りを制度として導入するということをきちんとうたわれたほうがよかったのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺ではどうなのでしょう。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 私の知る限り、勉強している中の範囲でお答えさせていただきます。

我が国の発電を売電としてインバーターを通して売電をして、普通一般的には太陽エネルギー、または風力、地熱、さまざまなものがありますが、この中の一番心配されているというか、この地域では浜中町が風力発電をしております。この風力発電については、当時の売電額、要するに買っていただく金額から相当額下がっている。または、売電をされても買わないという制度に変わってきているというものがあります。

しかし、私が知っている中では、この太陽光発電については、固定額というふうに認識をしているわけですが、これも社会の状況によって制度の整備ということの中で心配されるという部分については、全く10番議員さんと同じ意見でありますので、意見書の中に固定価格という文を入れさせていただくということに関して、私も何もないので、そのような形に変えさせていただくということでご理解していただきたいと思っております。

賛同者が幾人かおられますので、この件について多少話し合いをさせていただく時間をいただきたいと思っておりますので、休憩をお願いします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時45分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） ただいま休憩中に竹田議員から意見書案第11号の事件の訂正請求書が届きました。これにつきまして、これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。  
訂正理由の説明を求めます。

14番、竹田議員。

●竹田議員 10番議員さんからの意見要望書に対しての字句の訂正を求められ、提出者である皆さんと協議した結果、次の字句の訂正をさせていただきますこととお許し願います。

訂正について、太陽光発電を1段とした場合、15段目のこうした事態の打開に向けて、「福田総理は」というところを「前総理は」というところが1点。

それから、10番議員さんの指摘にありました1の5段のうちの3つ目の「国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入ならびにその他」という「に」の間に、「導入ならびに固定価格での買電等、そのための制度整備」という文言をつけ加えさせていただきます。

貴重な時間、大変申しわけありませんけれども、ご賛同いただけますよう、さらによりしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定いたしました。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第4、意見書案第12号 学校耐震化に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。

14番、竹田議員。

●竹田議員 学校耐震化に関する意見要望書について、少々つけ加えさせて述べさせていただきます。

2008年には、中国・四川大地震、岩手・宮城内陸地震と相次いで大規模な地震が発生し、地震災害に対するリスク管理がクローズアップされることとなっております。特に、中国・四川大地震では、学校施設が大きな被害を受けたことから、我が国では学校耐震化を早期に進めるべきだという機運が高まっているようになってきました。

2008年6月20日に、文部科学省が発表した公立学校施設の耐震改修状況調査の結果によると、全国の公立小・中学校の耐震化率は62.3%にとどまっており、震度6以上の大規模地震で倒壊のおそれのある小・中学校は全国に約1万棟と推計されているようです。



このような状況下の中で、地方自治体の財政の逼迫も考慮して、地震防災対策特別措置法が改正されました。今後3年間に限り、公立小・中学校の耐震補強工事の国庫補助率が従来の2分の1から3分の2に、改築工事では3分の1から3分の2に引き上げられることになりました。

しかし、これでは小・中学校の耐震化が進むということが、必ずしもそうでないように思えるようになってきました。学校統廃合の問題が第一の理由である現在、小・中学校は少子化の影響で大幅にその数を減らし続けています。文部科学省の学校基準調査によると、平成19年度公立小・中学校の合計は約2万8,000校であるが、25年前の昭和52年には約3万5,000棟と比較すると7,000校、約2割減少しています。

しかし、児童・生徒数は平成19年度の1,034万人に対し、昭和52年には1,722万人で688万人、4割も減少しているという学校数の減少を大きく上回るというふうになっております。補助率は上がったとはいえ、少子化への対応と財政支出の削減は避けられず、耐震化の対象校を少しでも絞り込むために学校の統廃合を考慮せざるを得ないということが危惧されております。

しかし、この学校の統廃合には地元住民の合意形成など、多大な労力と時間を要することはもちろんであります。学校統廃合による減少に対して、一方その全校を見る金額が統廃合またはその状況下において補助率を上げ、早急に学校の耐震化を進めることが望まれると思います。

学校の耐震化は緊急の課題であり、今後は個別の学校ごとの対応ではなく、行政区全域、全体かつ将来を見据えた学校の配置形態を示した上で、速やかに補強工事を行うことが必要であると思ひ、この意見書を提出させていただきました。議員各位のご理解と賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時58分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
  
- 議長（南谷議員） 日程第5、意見書案第13号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める要望意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
  
- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）
  
- 議長（南谷議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。  
14番、竹田議員。
  
- 竹田議員 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める要望意見書について、意見書のとおりではありますが、ここに最近の労働者の家庭の逼迫した状況をお話したいと思えます。  
バブル期の時代にあった1972年のときに、第1次オイルショックがあったとき、物価指数が1.36のときに、企業はこのとき力があり、1.36に対して1.5という指数の物価上昇に伴っての賃金の引き上げをしております。また、第2次オイルショックのときに、1978年から1980年にかけての物価指数は1.28に対して、まだ企業の力があり1.3という数値に企業は給料を上げております。  
しかし、ここ最近の石油高騰によって、生活の物価指数が上がったところに、こうしたオイルショックのときのように企業が力がなく、物価指数に対しての給料を上げることができないという現状にあります。  
そして、「特例一時金」50日を現在40日にしてありますが、国はさらにそれを30日にしようとしています。北海道の労働者に対して「特例一時金」をという制度を設けたのに逆行し、社会の流れに逆行し、そうした現状が労働者の生活を圧迫させるどころか、最近の現状を申し上げますと、生活をするために家財を売るなど、車などを軽四にするとか、それからいろいろな家庭の状況の中で、とてつもなく家庭状況が悪くなっている。そんな状況の中、この特例一時金をさらに下げようとしている国の対策に対して、季節労働者の方々に何とかこの一時金の50日を戻していただきたく、逼迫した状況を伝えながら、議員のご理解とご賛同をよろしく申し上げます。  
以上です。
  
- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第14号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）
- 議長（南谷議員） 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。
- 音喜多議員 ただいま上程いただきました道路財源の「一般財源化」に関する要望意見書につきまして、提出者の私より説明し、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。  
内容につきましては、ただいま事務局から朗読いただいたことに尽きるわけですが、さきの通常国会において多くの議論となりました道路特定財源について、政府は本年5月13日に道路特定財源制度は今年度の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から一般財源化すると閣議決定し、6月の経済財政改革の基本方針2008にも明記されました。  
今後は、その一般財源化をどのようにして税制改正と次年度予算編成に盛り込まれるかではありますが、今日のような年々地方交付税の減少から、ほとんどの地方自治体の財政が逼迫を肌で感じるとき、一般財源化は歓迎すべきことではありますが、長年の道路特定財源制度のもとで地方の財政や道路などに、それなりの役割を担ってきたのも事実であります。  
そこで、今回の道路財源の一般財源化に当たり、1つには、今まで地方に配分されている各税、補助、交付金含め、地方財政に影響を及ぼさないように維持すること。2つには、地方の道路整備はおくれていると言われておりますが、必要とされる道路は着実に整備すること。3つ目には、ことし4月の暫定税率の失効により地方の減収分については、国の責任において特例交付金などの講ずるよう要望するものであります。  
賢明なる議員各位の特段のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。
- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●谷口議員 字が間違っているんじゃないかなと思うところがありますけれども。

●議長（南谷議員） まず、字句のほうを。

●谷口議員 記の3、ずっと読んでいって後ろのほうに「金額を」となっていますけれども、これ「全額」でないですか。

●議長（南谷議員） 1番さん、全額でよろしいですか。  
本会議を休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時28分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） ただいま休憩中に1番、音喜多議員から意見書案第14号の事件の訂正請求書が届きました。これにつきまして、これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。  
訂正理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。

●音喜多議員 大変、貴重な時間、そしてなおかつ議事進行上、大変申しわけなく思います。

ただいま議長の許可を得まして、議案の訂正をさせていただきたいというふうに思います。

意見書案第14号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書でございます。

事由としては、意見書案の内容精査によるものでございます。

訂正内容として、この文面中、記3の「金額」を「全額」に改めるものでございます。  
どうかご承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、事件の訂正請求を承認することに決定しました。  
これより質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し。

(「討論があります」の声あり)

- 議長（南谷議員） 討論がありますので、これより討論を行います。  
初めに、原案に反対者の発言を許します。  
10番、谷口議員。

- 谷口議員 私は、意見書案第14号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書について、反対の立場で討論するものであります。  
本意見書につきましては、来年度からの道路特定財源の一般財源化方針を事実上無力化、棚上げし、地方では道路整備が依然、最重要だとして、さまざまな形で地方の道路財源を優先的に確保しようとする意図のものであります。  
また、この一方で、この間の構造改革路線の強行で深刻化している貧困や格差の拡大など、雇用条件の悪化の是正、燃油や資材、肥料高騰対策などのために一般財源化した財源を優先的に振り向けることも含めて、自主的に決めるべきだということを何も触れておりません。これでは、道路特定財源の一般財源化を事実上、骨抜きにして、道路財源確保を他の課題に優先しようとするものと言われてもやむを得ないものであります。  
したがいまして、この意見書は道路財源の一般財源化によって、地方での喫緊の課題となっている貧困と格差の是正、中でも深刻な燃油、肥料高騰対策や医師、看護師不足の解決、30人以下学級の実現、学校の耐震化促進、危機的状況に置かれている第1次産業の抜本的振興、若者の不安定雇用の是正などに地方自治体が優先的に使えるよう改善を求めることが不可欠であると私は考えます。  
このような立場から、本意見書案に反対するものであります。  
以上であります。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
9番、菊池議員。

- 菊池議員 ただいま議論となっております意見書案第14号 道路財源の一般財源化の内容についての意見と思いますが、私から賛成者としての立場から一言意見を述べさせていただきます。

この道路特定財源の暫定税率維持か一般財源化、つまり暫定税率廃止かにつきましては、当時の20年1月から3月ころ同議会においても激論が交わされたということをご承知のとおりでございます。

国会では、租税特別措置法の改正案修正論議が与・野党間で話し合われているということで、総理も対話姿勢をきちんと公約どおりされておりました。当時、道路財源を一般財源化した場合には、市町村財源に歳入不足を生じる可能性が大きいということで、一般財源化には難色を示していたところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、国は特定財源にするか一般財源化、つまり自由に使えるようにするかは国会、地方議会を含めて国民的議論を深めつつ、国民の納得を確認した上で結論を得たいとの判断を示していたのが実情であります。また、そのとき環境にも配慮した考え方も示していたと記憶しております。

したがって、本日提出されました意見書案につきましては、時の流れといえますか、目まぐるしく変動する時の流れと国際経済や各種の動向とともに、国民の目線も変化していく内容であると心得るところでございます。地方財政や国民生活に混乱を生じさせないよう、3月27日に総理みずから与・野党協議に当たっての新たな提案を示されたものであります。その中では、道路特定財源制度は、ことしの税制抜本改正時に廃止し、21年度から一般財源化と明記され、一般財源としての用途のあり方と与・野党間で協議、決定がなされたと記憶しております。

以上、述べさせていただきました内容から、先般出されました道路の中期計画の推進に関する意見書とともに、あわせて説明とさせていただきます。ご理解ある各議員諸氏の深い賛同を懇願し、賛成者としての立場での意見にかえさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第7、意見書案第15号 原油等・原材料・食料品など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります安達議員に提案理由の説明を求めます。

7番、安達議員。

- 安達議員 この意見書の趣旨、それから目的については、先ほど朗読していただいたとおり、別に補足することはないわけなんですけれども、この原油高騰については特に我々日常生活の中で、既にさまざまな形でもって支障を来しているわけでございます。今定例会におきましても、この問題については随分問題になっているわけでございまして、それだけ我々の生活に圧迫感を与えているというか、支障が大きいわけでございます。我々人類が産業革命後、余りにも化石燃料、特に石油製品に依存するのが大き過ぎて、食料に次ぐぐらいこの石油製品というものは非常に大事なものになっているわけでございます。

ただ、本来であれば、そういうものは生産と需要のバランスでもって価格もある程度安定はしているんですけれども、厄介なことに株式投資といいますか、そういう投資によって我々の知らないというか、全く予想のできない場所でこの価格がどんどんどんどん高騰しているということで、これは日本だけではどうにもならん問題だと思うんです。これを解決するには、やはり世界というか、国際的な政治、それから経済の中で解決しなければならぬと、そういう問題だと思うわけです。

そういうことで、やはりこれだけ一般国民、一般消費者、我々に多大な支障を来しておりますものですから、何といたっても国の施策がなければ、これは大変なことになると。これから厳冬期に向かって、きょうもそういう話になったんですけど、生命にかかわるようなことにもなりかねないと、そのくらい大切なことでございます。

そういうことを皆さん方のご理解を得て、ご承認賜りますよう、大変簡単ですけれども、提案理由にかえさせていただきます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時46分休憩

午後 4 時47分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 8、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。  
今般、会議規則第77条の規定により、各委員会が所管事務について調査した結果の報告書が各委員長から提出されております。  
この際、各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第 9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。  
次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。  
お諮りいたします。  
申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定しました。
  
- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
よって、平成20年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後4時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年9月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員